

NDBの不適切利用発生時の対応

令和7年6月11日

資料2

第29回 匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

- NDBの不適切利用が発生した場合、厚生労働省は、ガイドラインや利用規約等に基づき、取扱者又は提供申出者（所属機関）に対して利用停止等の措置を行っている。
- (2025年3月時点)

日付		不適切利用の内容	措置内容		
1	2017年10月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	1名
2	2018年12月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名
3	2019年2月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3年間	1名（※）
4	2019年3月	公表物確認を怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名
5	2020年1月	事前に承諾された目的以外への利用を行った（複数件） レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去 成果物の公表禁止		2名
			提供申出禁止・利用停止	6か月間～無期限	6名
6	2020年3月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した 公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	氏名・所属機関の公表		1名
			提供申出禁止・利用停止	6か月間	2名
7	2020年3月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した（複数件） 公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った（複数件）	レセプト情報等の速やかな返却、中間生成物の消去 提供申出禁止・利用停止	6か月間	8名
8	2020年9月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
9	2020年10月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
10	2021年12月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した	提供申出禁止・利用停止	1か月間	2名
11	2024年3月	公表物確認と最小集計単位の適切なマスクを怠った	提供申出禁止・利用停止	3～6か月間	3名（※）
12	2024年6月	公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	1か月間	3名
13	2024年10月	公表物確認を怠った（複数件）	提供申出禁止・利用停止	3か月間	3名
14	2025年2月	レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した 公表物確認を怠った	提供申出禁止・利用停止	3か月間	1名

（※）最小集計単位の適切なマスクを怠った論文等の取り下げを伴う。

直近のNDB不適切利用の事例

- 直近の不適切利用の事例は以下の通りである。
- 厚生労働省としては、公表前確認の必要性や講ずべき安全管理措置等について利用者に対して周知するなど、改めて再発防止策を講じたところ。

事例

1

- 研究者Aは、公表前確認が必要であることを失念し、発表後に提出すればよいと誤認していた。
 - 最小集計単位を満たさない生成物を、公表前確認を経ずに学会および学術誌で公表した。
- (違反内容) 公表前確認を怠った。
- (措置内容) 3～6か月間の新規提供申出禁止、論文の取り下げ、取扱者及び所属機関による再発防止策の提出。

事例

2

- 研究者Bは、公表前確認と、厚生労働省による成果物調査（公表済み成果物に係る情報収集）とを混同していた。
 - 生成物を、公表前確認を経ずに学術誌で公表した。
- (違反内容) 公表前確認を怠った。
- (措置内容) 1か月間の新規提供申出禁止、取扱者による再発防止策の提出。

事例

3

- 研究者Cは、公表前確認をすませた成果物を公表した約1年後、別の学会での発表にあたって新たに図表を追加したが、これらの図表も既に公表前確認済みであると誤認していた。
 - 追加した生成物（公表前確認済みの内容を階層別に細分化した生成物）を、公表前確認を経ずに複数の学会で公表した。
- (違反内容) 公表前確認を怠った。
- (措置内容) 3か月間の新規提供申出禁止及び利用禁止。

事例

4

- 研究者Dは、不特定多数の非取扱者が出入りする場所にて解析を行っていた。
 - 利用場所での入退室管理において、退出の記録をしていなかった。
- (違反内容) レセプト情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用した。
- (措置内容) 1か月間の新規提供申出禁止及び利用禁止。